

諮問日：平成28年8月15日（平成28年度（情）諮問第9号）

答申日：平成28年12月2日（平成28年度（情）答申第15号）

件名：福岡地方裁判所における傍聴券を発行した件数に関する文書等の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「裁判員制度が始まって以来、傍聴券を発行した件数」及び「傍聴券の発行枚数」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、福岡地方裁判所長（以下「原判断庁」という。）が、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、原判断庁が平成28年6月22日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

傍聴券を発行していながら、その実態を隠していると思えない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示としたが、当該判断は相当である。

2 理由

傍聴券は、裁判長又は一人の裁判官が、法廷における秩序を維持するため必

要があると認める場合に発行されるところ、傍聴券発行の目的は法廷秩序の維持にあり、その目的は、傍聴人を混乱なく入廷させ、法廷の秩序を乱すことなく公判期日を終えた時点で達せられるのであって、傍聴券発行が予定された事件について実際に傍聴券を発行したかどうか、あるいは実際に発行した傍聴券が何枚だったかという情報を事後的に把握する必要がないから、福岡地方裁判所においては、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとのことであり、傍聴券発行の目的に照らせば、この説明は合理的である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年8月15日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月30日 審議
- ④ 同年11月11日 苦情申出人から意見書を收受
- ⑤ 同年11月28日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 裁判所傍聴規則1条によれば、裁判長等は、法廷における秩序を維持するため必要があると認めるときに傍聴券を発行することとされているから、傍聴券発行の目的は、法廷の秩序維持にあるとする最高裁判所事務総長の説明は合理的である。

そうすると、傍聴券を発行するか否かや発行する場合に何枚発行するかについては、対象となる公判期日に関する諸事情を考慮し、当該公判期日における法廷の秩序を維持するための必要性から検討すべきものと考えられ、過去に傍聴券を発行した件数や実際に発行された枚数に関する情報がなければ、これらの事項について決することができないものではないと解される。よって、傍聴券を発行した事実の有無や実際に発行した枚数を事後的に把握する必要がないとする最高裁判所事務総長の説明も不合理とはいえない。

したがって、福岡地方裁判所において本件開示申出文書を作成していないとしても何ら不合理ではなく、福岡地方裁判所において、本件開示申出文書を保有していないものと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断については、福岡地方裁判所においてこれを保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人